住んでみたい 住み続けたいまち おおいずみ

大泉町は、昭和32年3月、小泉町と大川村が合併し誕生しました。

群馬県の東南に位置し、地形は平坦で、東は邑楽町、千代田町、西と北は太田市、南は利根川をはさんで埼玉県熊谷市に隣接しています。

県内で一番小さな町ですが、北関東でも屈指の製造品出荷額を誇る一方、いずみ緑道などの公園や街路などの都市施設整備を積極的に進め、美しい都市景観を持つ町となっています。

■ 大泉町のデータ（令和6年1月末現在）

人　口	41,437人
世帯数	20,333世帯
面　積	18.03㎢

町の町章

大と泉の「い」を図案化したもので躍進的感覚があり、簡潔明快で強固なる団結をもって、どこまでも伸びんとする意欲を包蔵しています。

産業振興で活気と賑わいのあるまちへ

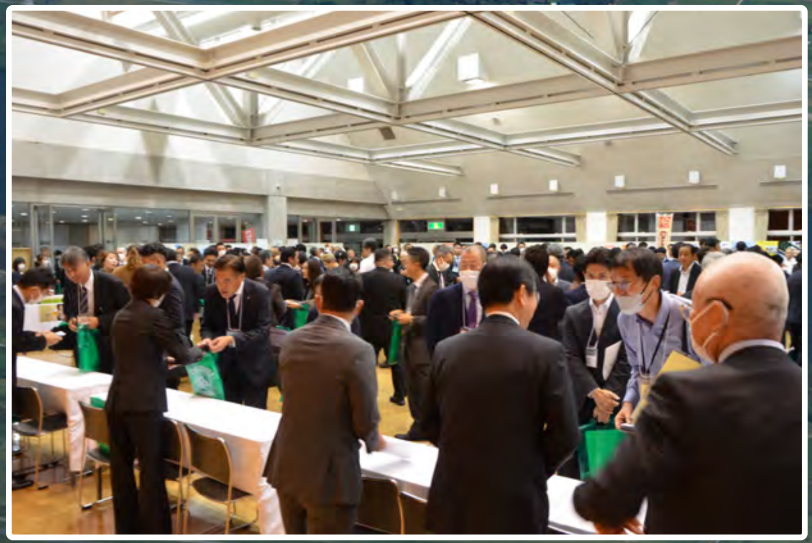

企業情報交換会

企業情報交換会を開催することにより、多種多様な企業による新しいビジネス展開が図られるよう支援しています。

令和５年度までに累計17回開催し、延べ1,990社2,870名が参加。

異業種交流会では、6割を超える企業からビジネスマッチングに成功したとの声をいただきました。

企業・事業所の操業を支援します

● 産業立地振興奨励金

内　容	町内の工業用地（工業地域または工業専用地域）に1,500㎡以上の用地を取得し、かつ用地取得から3年以内に1,500万円以上の事業所を新設または取得した事業者に対し、奨励金を交付します。
対象業種	製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、貸倉庫業
奨励金	取得用地および事業所に賦課された固定資産税および都市計画税を合算した額を奨励金として3年間交付（上限3,000万円）

● 事業所用地活用奨励金

内　容	町内事業所のある一団の土地に建築面積が500㎡以上の事業所を新設または増設した既存の町内の事業者に対し、奨励金を交付します。
対象業種	製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、小売業、貸倉庫業、宿泊業、飲食サービス業
奨励金	新設または増設した事業所に賦課された固定資産税および都市計画税を合算した額を奨励金として3年間交付

● 設備導入奨励金

内　容	生産能力の拡大や合理化・省力化等のため、新たに設備を導入した町内の製造業者に対し、奨励金を交付します。
対象業種	令和5年中に取得し、令和6年度償却資産課税台帳に登録された償却資産のうち、生産能力の拡大や合理化・省力化等の目的で導入した設備
奨励金	対象設備にかかる固定資産税相当額の9／10（上限500万円）

● 空き店舗等活用・創業促進事業補助金

内　容	町内の空き店舗等において、創業や事業を営もうとする事業者に対し、改装費用や備品購入費用の一部を補助します。 ※創業については、大泉町商工会への相談が必要となります。
申請方法	1．改装等に着手する前に申請書及び必要書類を提出 2．認定から起算して１年以内に改装等を完了 3．完了の日から起算して１ヶ月を経過した日までに完了報告書、交付申請書、必要書類を提出
補助金額	改装費用や備品購入費用の１／２ ※対象店舗１回のみ交付／上限５０万円

大泉町の補助制度

■ 女性キャリアアップ奨励金

内　容	６か月以上有期雇用した町内在住の女性労働者の雇用形態を正規雇用に変更し、変更に伴い基本給が５％以上昇給し、６か月以上継続雇用した町内に事業所を有する事業主に対して奨励金を交付します。
申　請 方　法	１．雇用形態を変更しようとする日の３０日前までに雇用計画書を提出 ２．変更日から起算して６か月を経過した日より３０日以内に交付申請書を提出
奨励金	女性労働者　１人につき１０万円 ※１事業主あたり年額５０万円を上限とします。

■ 雇用奨励金

内　容	町内の事業所で町民を新たに対象要件を満たす正規雇用従業員として１年以上継続雇用した町内事業者に対し、奨励金を交付します。
申　請 方　法	１．従業員を新たに正規雇用従業員として雇用した日から３０日以内に対象従業員認定申請書を提出 ２．従業員を正規雇用従業員として雇用した日から起算して１年を経過した日より３０日以内に交付申請書を提出
奨励金	・従業員１人につき１０万円 ・障害者については１人につき１５万円 ※１事業者あたり１年度につき合計１００人を限度とします。

■ 店舗リニューアル補助金

内　容	町内で営業している事業者に対し、指定された町内の施工業者で２０万円以上の店舗の改装工事を行う場合、改装費用や備品購入費用の一部を補助します。 ※改装等着工前の申請が必要となります。
対　象 店　舗	下記要件全てを満たすもの ・町内にある１，０００㎡未満の店舗 ・建築後１０年以上経過した店舗 ※法人登記の所在地が町外や営利を目的としない法人は対象外
対　象 業　種	小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業（娯楽業を除く） ※風俗営業法に規定する店舗や青少年の健全育成に支障を及ぼす店舗は除く
補　助 金　額	改装費用や備品購入費用の１／１０ ※１回のみ交付／上限５０万円

■ ぐんま技術革新チャレンジ補助金

内　容	町内の中小事業者が行う新技術・新製品に関する研究開発に要する経費に対し、群馬県と連携して補助金を交付します。
対　象 経　費	原材料費、機械装置費、工具器具費、委託費（外注加工費、外部協力費、市場調査費、システム開発費、クラウドファンディング導入経費）、システム開発費、クラウドサービス利用費、知財出願費 等
補　助 金　額	対象経費の１／２（ただし、小規模事業者は４／５） ※上限額を８０万円（県・町 各４０万円）とします。

■ 事業継続力強化奨励金

内　容	経済産業省の「事業継続力強化計画認定制度」または国土交通省関東地方整備局の「建設会社における災害時の事業継続力認定制度」の認定を受けた町内の中小企業者に対し、奨励金を交付します。
奨　励 金　額	１交付対象者につき１０万円　※１回のみ交付

■ 中小企業雇用調整助成金

内　容	雇用保険法施行規則に基づく雇用調整助成金の支給決定を受けた、町内に1年以上事業所を有する中小企業者に対して、失業の予防、雇用機会の増大を図るために、予算の範囲内で事業主負担分の一部を助成します。
助成額	企業が支払った金額（国からの助成額を除いた金額）の1／2 ただし、限度額は1人1日あたり休業手当・出向労働 1，000円　/　教育訓練 750円 ※ハローワークからの支給決定通知書の日付より1カ月以内の申請が必要です。

■ 中小企業退職金共済制度加入促進補助金

内　容	勤労者退職金共済機構と退職金共済契約を締結した中小企業者に対して共済掛金の一部を補助します。
補　助 金　額	月額1，000円を限度とし、最高1人12，000円

大泉町の融資制度

名　称	目　的	融資対象	融資条件	融資限度額	融資期間	利率	申込場所	備考
小口資金	資金調達に困難する町内中小企業者の信用力および担保力の不足を補い、零細小口金融の疎通を図ることを目的とする。	町内に店舗、工場または事業所を有する中小企業者で原則として同一業種に1年以上事業を営んでいるもの（特別小口は小規模企業者）	・高利債務以外の肩替貸付は認めない。 ・特別小口の場合は、保証協会の他の保証とは併用できない。	1,250万円以内 （特別小口も同額）	運転資金６年以内 設備資金８年以内 併用は６年以内 （うち６ヶ月以内の据置可）	年1.8%	町内取扱金融機関	・保証協会の保証付融資 ・町、県で保証料率に応じて、保証料補助 ・借換制度あり （令和7年3月31日まで）
中小企業設備近代化資金	中小企業者が施設、設備を近代化する場合に、その資金を貸付けることによって企業の合理化を推進し、中小企業の振興を図る。	中小企業者で原則として町内で同一業種に１年以上の事業を営んでいるもの	・店舗、工場、事業所、その他の事業施設の新、改、増築等の資金 ・生産設備の整備拡充と近代化を促進する機械設備資金 ・公害防止の施設、機械器具および装置の設備設置資金	3,000万円以内	設備資金１０年以内 （うち１年以内の据置可）	年1.7%	町内取扱金融機関	・保証協会の保証付融資 ・町が保証料の２分の１補助
中小企業経営安定資金	経済情勢の変化による経営環境の悪化に伴い、資金を必要とする町内の中小企業への融資を促進し、中小企業の経営の安定に寄与することを目的とする。	町内に店舗、工場または事業所を有する中小企業者で原則として同一業種に１年以上事業を営んでいるもの	・売上減少や災害による被害等により経営の安定に支障をきたしており、融資を必要としていること。 ・最近6ヶ月または3ヶ月の売上高または粗利益が、前年の同期と比較して5%以上減少していること	2,000万円以内	運転資金６年以内 設備資金８年以内 併用は６年以内 （うち１年以内の据置可）	年1.5% ［条件付］ 年1.3%以内	町内取扱金融機関	・保証協会の保証付融資 ・町が保証料の４分の３補助 ・借換制度あり （令和7年3月31日まで） ※新型コロナウイルス感染症や基幹産業の事業撤退に起因して、最近6か月又は3か月の売上高又は粗利益が前年同期と比較して20%以上減少した場合、利率は年1.3%以内とします。
商業設備近代化資金	中小商業者の設備の近代化に必要な資金の融資を促進して、町内の商業の振興を図る。	町内で３年以上事業を行っている中小商業者または事業協同組合	・店舗の新築、増改築 ・駐車場の設置 ・店内外施設の改造、増設 ・事業協同組合の共同施設の設置	個人・会社 2,000万円以内 事業協同組合 １億円以内	設備資金７年以内 建物の新築・増改築に限り １０年以内 （うち１年以内の据置可）	年3.1%	町内取扱金融機関	・信用保証付とした場合は、年利0.4%下げとします。
労働環境整備資金	中小企業者等の人材確保および定着を図るため、労働環境整備に必要な資金の融資を促進することにより、中小企業の振興を目的とする。	主たる事業所を町内に有する中小企業者または中小企業者団体	・福利厚生施設（独立したもの）等の労働環境整備に要する資金	個人・会社 3,000万円以内 中小企業者団体 6,000万円以内	１０年以内 （うち１年以内の据置可）	年2.7%	町内取扱金融機関	・信用保証付とした場合は、年利0.4%下げとします。
小企業者振興資金	町内小企業者が経営上必要とする資金の融資を行い、その経営の安定と振興を目的とする。	町内に店舗、工場等を有し、同一業種に１年以上事業を営み、従業員数５人以下（商業等にあっては２人以下）のもの	・町民税の所得割（法人にあっては法人税割）が課税され、町税を完納していること。	50万円以内	運転資金３年以内	年2.7%	群馬銀行大泉支店	

日本政策金融公庫の融資制度

小規模事業者経営改善資金（略称マル経）	事業規模の零細な小規模事業者に対し国が定めた融資制度で無担保無保証人で融資する。	町内で１年以上事業を営み従業員数２０人以下（商業またはサービス業は５人以下）であり、日本政策金融公庫の非対象業種でないこと	・所得税、法人税、事業税、町民税などを原則として完納していること。	2,000万円以内	運転資金７年以内 （１年以内の据置可） 設備資金１０年以内 （２年以内の据置可）	公庫所定の金利	大泉町商工会	・商工会の経営指導員による経営指導を原則として6ヶ月以上受け、商工会長の推薦を受けた事業者に限ります。 ※町商工会 ☎0276-62-4334
一般貸付	中小企業者の資金不足を補うために国が設けた融資制度で必要な事業資金の貸付をする。	事業を営む個人または法人	・事業者の要望を伺いながら相談に対応	4,800万円以下 （特定設備資金 7,200万円以内）	運転資金７年以内 設備資金１０年以内 特定設備資金２０年以内	公庫所定の金利	日本政策金融公庫前橋支店	※日本政策金融公庫 前橋支店 ☎0570-015124